



平成23年 4月28日

各 位

会社名 メルクス株式会社
代表者名 取締役社長 榎田 了
(コード番号：7934 東証第2部)
問合せ先 執行役員管理本部長 内海 潔
(TEL. 0265-22-2910)

上場廃止の決定に関するお知らせ

当社は、平成23年4月28日付で東京証券取引所より、当社株式を整理銘柄に指定し、1ヶ月後の平成23年5月29日付で上場廃止とする旨の通知を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 上場廃止及び整理銘柄指定

- (1) 銘柄 柄 メルクス株式会社 株式 (コード番号：7934 東証第2部)
(2) 整理銘柄指定期間 平成23年4月28日から平成23年5月28日まで
(3) 上場廃止日 平成23年5月29日

(注) 速やかに上場廃止すべき事象が発生した場合は、上場整理銘柄指定期間及び上場廃止日を変更されることがあります。

- (4) 上場廃止理由 有価証券上場規程第601条第1項第4号a(月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が6億円未満である場合において、9ヶ月以内に6億円以上とならないとき。)に該当するため。

(注) 当該基準については、平成21年1月末より平成23年12月末まで、一部変更して適用されております。

(参考) 平成23年4月の月間平均時価総額 463,979,425円
平成23年4月末日の時価総額 415,503,963円

2. 今後の対応について

平成23年4月15日付開示「当社株式が上場廃止となった場合の対応について」にてお知らせいたしました通り、上場廃止後においても当社株式の売買の機会をご提供することを目的として、当社株式が日本証券業協会の指定するフェニックス銘柄として取り扱われるよう、みどり証券株式会社を取扱証券会社として、同社に所定の審査及び日本証券業協会への銘柄指定届出の実施を依頼しております。

(ご参考1) フェニックス銘柄制度について

フェニックス銘柄制度とは、日本証券業協会が上場廃止銘柄を保有する投資家に対して、その売買の場を提供できる仕組みとして平成20年3月31日からスタートさせた制度で、上場廃止銘柄の換金機会の提供と同時に上場廃止企業の再チャレンジの機会付与の二つの側面をもち、上場廃止後も証券保管振替機構を利用した流通市場として活用されています。

(ご参考2) 今後の想定スケジュール (フェニックス銘柄としての指定を受けた場合)

平成23年5月 2日 (月)	取扱証券会社による日本証券業協会に対するフェニックス銘柄指定の届出
同日 (予定)	日本証券業協会の承認を受けて東京証券取引所より上場廃止日の変更 (整理銘柄指定期間の1ヶ月の延長)
平成23年6月28日 (火)	東京証券取引所での売買最終日
平成23年6月29日 (水)	上場廃止日 フェニックス銘柄として売買開始

以 上